

令和2年第1回 隠岐広域連合議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和2年12月7日(月)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 令和2年12月7日(月) 9時32分宣告
4. 閉会(閉議) 令和2年12月7日(月) 11時10分宣告
5. 出席議員

1番 金 崎 朝 香	6番 村 上 三三郎	11番 吉 田 雅 紀
2番 美 濃 芳 樹	7番 小 島 正 春	12番 田 中 明 美
3番 菊 地 政 文	8番 遠 藤 義 光	13番 松 新 俊 典
4番 石 橋 雄 一	9番 石 田 茂 春	14番 平 田 文 夫
5番 萬 康	10番 古 濱 正 之	
6. 欠席議員
なし
7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 池 田 高世偉	事務局長	野 津 信 吾
副広域連合長 大 江 和 彦	総務課長	和 田 哲 也
同 升 谷 健	介護保険課長	藤 野 実
同 平 木 伴 佳	隠岐島前病院事務部長代理	中 尾 清 司
同 西 村 秀 樹	隠岐病院副院長	齋 藤 英 典
同 川 崎 康 久	同 事務部長	齋 賀 光 成
	同 経営課長	原 幸 一
	消防長	久 永 吉 人
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 藤 野 則 子	書記 高 井 美 雪	
----------------	------------	--
9. 会議録署名議員

3番 菊 地 政 文	4番 石 橋 雄 一	
------------	------------	--
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 なし
12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
 - (1) 広域連合長提出議案の題目

同意第2号 隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について		
承認第4号 令和2年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分について		

承認第 5 号 令和 2 年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について

承認第 6 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

承認第 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

議第 29 号 令和 2 年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第 3 号）

議第 30 号 令和 2 年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第 4 号）

- | | |
|---------------|-------------|
| 13. 選挙の経過 | なし |
| 14. 議事の経過 | 次ページ以下会議録参照 |
| 15. 常任委員の選任 | なし |
| 16. 議会運営委員の選任 | なし |
| 17. 傍聴者 | 1 名 |

議事の経過

○議長（平田 文夫）

おはようございます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和 2 年第 1 回臨時会が招集されたところであります。議員各位におかれましては、ご多忙のところをご参集いただき誠にありがとうございます。

さて、去る 10 月 18 日に隠岐の島町長選挙が行われ、池田高世偉氏をご当選、また 11 月 1 日には知夫村長選挙が行われ、平木伴佳氏をご当選されました。誠にありがとうございます。両町村長には隠岐島の発展のために益々のご活躍を祈念いたします。

池田町長におかれましては、去る 11 月 11 日に隠岐広域連合長選挙が実施され、隠岐広域連合長にご当選・就任されました。隠岐広域連合発展のため、引き続きご尽力いただきますようお願い申し上げます。また隠岐広域連合長不在期間におきましては、升谷副広域連合長に職務代理者を務めていただき、併せてお礼申し上げます。

本臨時会には、同意案件 1 件、承認案件 4 件、補正予算 2 件を含めた 7 案件の上程が予定されております。

議員各位の慎重審議をいただきまして、適切なご決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からご協力をお願いしご挨拶といたします。

《開 会》 号 鈴

○議長（平田 文夫）

ただいまより令和 2 年第 1 回隠岐広域連合議会臨時会を開会いたします。

（開議宣告 9 時 32 分）

本日の出席議員は、先ほど報告のとおり、全員出席でございます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

日程第 1.「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第 126 条の規定により 3 番「菊地政文」議員、4 番「石橋雄一」議員を指名いたします。

日程第 2. 会期の決定

日程第 2.「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 12 月 7 日の 1 日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

従って、会期は本日 12 月 7 日の 1 日間と決定いたしました。

日程第 3. 議案上程の件

日程第 3.「議案上程の件」を議題といたします。

議案上程に先立ちまして、隠岐広域連合長より挨拶をいただきます。

○番外（池田広域連合長）

おはようございます。令和 2 年第 1 回隠岐広域連合議会臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、師走の何かとご多忙の中、第 1 回議会臨時会を招集させて頂きましたが、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

早いもので、令和 2 年も残すところあとわずかとなり、寒さも一段と増して参りましたが、皆様方にはいよいよご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、去る 11 月 11 日に執行されました隠岐広域連合長選挙におきまして、広域連合長の職を再び任されることになりました。構成団体である島根県知事を始め、他の町村長のご推挙を賜り、身の引き締まる思いであります。引き続き住民の皆様方の「安全・安心な生活」の確保に向け、全身全霊、より一層の情熱をもって取り組んで参る所存でございます。

私は、隠岐島の住民の方々が安心して暮らせるため、また、隠岐広域連合発展のために、医療・介護の充実、隠岐航路の維持並びにサービスの向上、防災力の強化、更には保健福祉等々の課題解決に向け、引き続き力強く取り組んでいくことに、意を新たに致しているところでございますが、取り分け、医療と隠岐航路の課題につきましては、隠岐島のみならず、条件不利地域である全国の離島におきましても定住の根幹をなす最大の政策課題で

あり、全国離島振興協議会を中心に、全国の離島町村と共に政府当局、国当局へ強く働きかけ、これらの充実を図る所存でございます。議員各位におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、任期満了により先般実施されました知夫村長選挙におかれましては、平木伴佳氏がめでたくご当選され、ここに改めましてお祝いを申し上げます。

本日、副広域連合長選任同意をお願いすべく議案を上程させて頂いておりますが、引き続き隠岐広域連合の発展にお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げますとともに、議員各位におかれましては、本議会提案の諸議案につきまして慎重審議をお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症は、依然として世界各地で猛威を振るっており、国内においても「第3波」の様相を呈しております。専門機関からも「最大限の警戒状況にある」との報告がなされております。隠岐郡内におきましては、隠岐保健所及び両病院を始め、各関係機関の皆様のご努力、住民の皆様のご協力により、今現在、感染例は報告されておられません。しかしながら、本格的な季節性インフルエンザの流行期を迎えることもあり、改めて、住民の皆様には、従来の「マスクの着用、手洗いの徹底、3密の回避」などの感染対策の徹底をお願いするとともに、一日でも早く安全、安心の生活に戻れるよう、隠岐広域連合として最善の対応を今後も実施して参る所存でございますので、皆様方のご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（平田 文夫）

同意第2号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意」について、を議題といたします。

同意第2号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意」については、「平木伴佳」氏の一身上の案件であると認められますので、除斥をしたいと思います。「平木伴佳」氏の退場を求めます。

（「平木伴佳」氏の退場）

只今、議題となりました同意第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

○番外（池田広域連合長）

それでは、議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

同意第2号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」であります。平木副広域連合長の任期が、11月13日で満了となりましたが、引き続き知夫村長に当選されました平木伴佳氏を、隠岐広域連合規約第12条第3項の規定に基づき、隠岐広域連合副広域連合長に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（平田 文夫）

以上で、提案理由の説明を終わります。

この際「質疑」・「討論」を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

日程第 4. 採決

日程第 4. これより「採決」を行います。

同意第 2 号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意」について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、同意第 2 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

「平木伴佳」氏の入場を許します。

(「平木伴佳」氏の入場)

只今、全会一致をもって隠岐広域連合副広域連合長に選任同意されました、「平木伴佳」氏に就任の受託挨拶を演台でお願いいたします。

○番外（平木副広域連合長）

おはようございます。只今、副広域連合長に選任いただきました、知夫村長の「平木伴佳」でございます。引き続き知夫村の村政を担うことになりました。ご承知のとおり隠岐広域連合は、隠岐汽船をはじめ医療・介護、そして消防など島民の生活に関わる重要な事業を担っているところではございますが、離島にとって、解決しなければならない課題も山積していることはご承知のとおりでございます。隠岐広域連合に置きましても村政と同様、正副連合長をはじめ執行部の皆様方と共に、これからの 4 年間、山積する課題の解決に向けて、鋭意努力いたしますので、今後ともご指導ご鞭撻賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上を持ちまして、副広域連合長の選任にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（平田 文夫）

平木副広域連合長におかれましては、今後とも広域連合のために、一生懸命尽くすことを期待しております。よろしくお願い申し上げます。

日程第 5. 議案上程

日程第 5. 「議案上程」の件を議題といたします。

承認第 4 号「令和 2 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について」から、議第 30 号「令和 2 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 4 号）」までの 6 案件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました 6 案件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

○番外（池田広域連合長）

それでは、承認第4号「令和2年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について」から、議第30号「令和2年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第4号）」までの6件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

承認第4号「令和2年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について」ご説明申し上げます。

補正予算第2条は、収益的収入及び支出を補正するものであります。医業収益は、新型コロナウイルス感染症対策に係る備品購入費分として、西ノ島町からの病児保育事業受託に係るその他医業収益を増額するものであります。医業外収益は、新型コロナウイルス感染症対策に係る県補助金を増額するものであります。特別利益につきましては、新型コロナウイルス感染症に対応した医療従事者や職員等に対して給付する新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金として交付を受けるものであります。

医業費用は、新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗備品の購入に伴う材料費及び、院内抗菌コーティングに伴う委託料を増額するものであります。特別損失につきましては、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金を対象となる医療従事者や職員等に給付するものであります。

補正予算第3条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、建設改良費について、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療機器等を購入するものであります。資本的収入につきましては、医療機器購入に係る県補助金を増額するものであります。

補正予算第4条は、材料費の増額に伴い、棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告して、承認をお願いするものであります。

次に、承認第5号「令和2年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」ご説明申し上げます。

補正予算第2条は、収益的収入及び支出を補正するものであります。医業外収益は、新型コロナウイルス感染症対策に係る県補助金を増額するものであります。

医業費用は、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療用備品の購入に伴う材料費、問診用iPad等の購入に係る消耗備品費、新型コロナウイルス感染症患者に対応した医療従事者用の住宅借上げに伴う賃借料及び、オンライン診療ネットワーク整備に伴う委託料の増額が主なものであります。

補正予算第3条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、建設改良費について、新型コロナウイルス感染症対策に係る外来感染症診察室改修工事、小児産婦人科専用感染症診察室前室の整備、オゾン殺菌装置更新工事及び、医療機器等の購入が主なものであります。

資本的収入につきましては、新型コロナウイルス感染症疑い患者受け入れ施設等の整備

に係る県補助金を増額するものであります。

補正予算第4条は、材料費の増額に伴い、棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告して、承認をお願いするものであります。

次に、承認第6号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」ご説明申し上げます。

令和2年度の、国の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されましたので、一般職の任期付職員の期末手当の支給率を国に準じて一部改正するものであります。

施行日は、期末手当の支給率の引き下げに関する改正は、令和2年12月支給の期末手当に反映させる必要があるため令和2年11月30日から施行し、期末手当支給割合の配分に関する改正の施行日は令和3年4月1日とするものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告して、承認をお願いするものであります。

次に、承認第7号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」ご説明申し上げます。

令和2年度の、国の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されましたので、職員の期末手当の支給率を国に準じて一部改正するものであります。

施行日は、期末手当の支給率の引き下げに関する改正は、令和2年12月支給の期末手当に反映させる必要があるため令和2年11月30日から施行し、期末手当支給割合の配分に関する改正の施行日は令和3年4月1日とするものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告して、承認をお願いするものであります。

次に、議第29号「令和2年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、将来的な隠岐航路の確保維持に向けた船舶更新や船隻体制、寄港地やダイヤなどの検討に関する、「隠岐航路のあり方検討業務」に係る委託料を増額するものであります。

歳入につきましては、隠岐航路あり方検討業務委託に伴う構成団体負担金及び県補助金について、分担金及び負担金、県支出金をそれぞれ増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ1,800万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ4億5,441万円とするものであります。

また、「隠岐航路のあり方検討業務」は、業務期限を令和3年12月まで予定しており、「第2表 繰越明許費」のとおり、お願いするものであります。

次に、議第 30 号「令和 2 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げます。

補正予算第 2 条は、収益的収入及び支出を補正するものであります。特別利益につきましては、新型コロナウイルス感染症に対応した医療従事者や職員等に対して給付する新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金として交付を受けるものであります。特別損失につきましては、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金を対象となる医療従事者や職員等に給付するものであります。

補正予算第 3 条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、建設改良費において、外来受付時のオンライン資格確認の導入に係るネットワークの構築及び、P C R 検査機器の購入が主なものであります。資本的収入は、オンライン資格確認の導入及び、P C R 検査機器購入に係る県補助金の増額によるものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきますが、必要に応じ所属長及び担当課長から詳細説明をさせますので、何卒慎重審議の上、適切なご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平田 文夫）

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第 6. 質疑

これより「質疑」を行います。

承認第 4 号「令和 2 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について」から、議第 30 号「令和 2 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 4 号）」までの 6 案件について質疑を行います。

最初に承認第 4 号「令和 2 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について」質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（中尾島前病院事務部長代理）

それでは、令和 2 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分についてご説明をいたします。

まず、1 項・医業収益でございますが、その他医業収益において、新型コロナウイルス感染症対策にかかる備品購入分として、西ノ島町からの病児保育事業受託料を 50 万円増額するものでございます。

続きまして 2 項・医業外収益でございますが、新型コロナウイルス感染症対策にかかる県補助金を記載の内容のとおり 799 万 4,000 円増額をするものでございます。

3 項・特別利益につきましては、新型コロナウイルス感染症に対応した医療従事者や職員などに対して給付をする、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 1,910 万円の交付を受けるものでございます。

これら合計いたしまして、最上段の病院事業収益合計額につきましては、予定額に対し 2,759 万 4,000 円を増額とした 9 億 685 万 7,000 円とするものでございます。

続いて支出についてご説明いたします。

1 項・医業費用につきましては、2 目・材料費において、新型コロナウイルス感染症に対応するため、空気清浄機と PCR 検査機器を購入するものでございます。また、3 目・経費につきましては、委託料として接触感染リスクの減少を目的に、ウイルスの菌の増殖を抑える効果がある抗菌コーティング処理を院内に施すものでございます。

3 項・特別損失につきましては、国の新型コロナウイルス感染症従事者慰労金交付事業としまして、都道府県から役割を認定されている医療機関に勤務をし、患者と接する医療従事者や職員に対し慰労金が給付をされるもので、島前病院につきましては、給付要件の詳細にございます 98 名に対しまして、総額 1,910 万円を支給するものでございます。

医業費用及び特別損失を合計した病院事業費用としまして、予定額に 2,307 万円を増額とした 9 億 3,602 万 8,000 円とするものでございます。

次に資本的収入及び支出についてご説明いたします。支出でございますが、予定額に対し 2,703 万円を増額とした、2 億 3,165 万円とするものでございます。建設改良費におきまして、新型コロナウイルス感染症対策にかかる医療機器等を購入するものであります。記載をしております、簡易陰圧装置・超音波診断装置・ベッドサイドモニター・気管支鏡・電子カルテ端末・体重計付車椅子、こちらにつきましては主に新型コロナウイルス陽性患者や疑いのある患者に対応するため、主に感染症協力病床及び発熱外来診察室で使用する機器となっています。資本的収入につきましては、これら支出機器購入に対する財源としまして、支出と同額の 2,703 万円を補助金として増額計上をするものでございます。以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました、承認第 4 号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に承認第 5 号「令和 2 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について」質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（原経営課長）

令和 2 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（補正第 3 号）について、説明をさせていただきます。

この度の補正内容は、島前病院と同じく新型コロナウイルス感染症対策に伴うもので材料費・経費を 1,036 万 3,000 円増額補正するものでございます。

まず、収益的支出の病院事業費用について、2 目・材料費を 213 万 3,000 円増額していますが、これは、救急カート・電子血圧計・車椅子用体重計等医療用消耗備品の購入によ

るものでございます。また、経費につきましては、職員被服費としてコロナ病棟用として色分けをした白衣の購入で27万8,000円、修繕料としてコロナ病棟化に伴う4階病棟ナースコール画面改修等で47万6,000円、消耗備品費として院内アナウンス用のデジタルサインボード、A I問診用のiPadの購入等で203万7,000円を計上しています。このA I問診については、コロナ感染リスクの低減と併せて、問診した内容を電子カルテに直接取り込むことができ、医師の電子カルテへの入力作業が軽減されることで患者待ち時間の削減及び医療従事者の勤務環境の改善に繋がっていきたいと考えています。次に賃借料についてですが、特にコロナ感染症患者対応に伴う医療従事者の宿泊施設の確保に伴い420万5,000円を計上しています。宿泊施設は、隠岐シーサイド岬様と契約を結んで対応するもので、利用した場合は一泊7,700円、利用しない場合は一泊7,000円の3室分を確保して、3月までの6か月分を計上しています。最後に委託料について、A I問診及びオンライン診療に伴うネットワークの構築費用として83万円を計上するものでございます。

費用に対する財源については、島根県の新型コロナウイルス感染症対策にかかる各種補助金において全額対応するものでございます。

続きまして、資本的支出についてですが、建設改良費の施設整備費として、外来感染症診察室改修工事、小児産婦人科専用感染症診察室前室整備、オゾン殺菌装置更新工事の3点で434万1,000円を計上しています。また、有形固定資産購入費として新型コロナウイルス感染防止対策や診療体制確保に係る医療機器等8点で1,191万7,000円を計上し、合計で1,625万8,000円を増額補正するものであります。この費用に係る財源については、3条予算同様に全額補助金で対応いたします。今回計上した資本的収入の2,549万8,000円と今回の支出額1,625万8,000円との差額924万円については、9月補正で計上した生体モニター・超音波画像診断装置の補助金が確定したことに伴いこのたび補助金収入として計上するもので、内部留保資金の補填額が924万円減額となります。

各費用の詳細について、まず施設整備費として、外来感染症診察室改修工事につきましては、図のとおり、検視室を診察室として運用していますが、医療機器を配置すると診察室としては狭く患者導線も好ましくないことから、改修案の図のとおり、霊安室を診察室として、検視室を前室として、運用することに変更し、霊安室に陰圧機の設置と医療ガスの配管を整備するものでございます。霊安室については、死亡退院時の患者様の経路となるため、通過する場合には仕切り等で通行を可能とするよう運用していく予定です。工事完了を12月9日としています。

続いて、小児産婦人科専用感染症診察室の前室整備についてですが、まず前室の設置理由として、前室は感染エリアと非感染エリアの中間エリアとして、医療従事者がこの前室において防護具等の着替えを行う場所として整備するものであります。写真のとおり工事は11月中旬にすでに完了し運用を開始しています。

最後にオゾン殺菌装置更新工事についてですが、排水設備については感染症用の殺菌機

器として当該機器を使用しており、細菌やウイルスの殺菌として効果があり、この度のコロナウイルスのへ対応するため故障している機器を早急に更新するものであります。今週中には更新を完了する予定となっています。

続きまして、8点の医療機器等について、主な医療機器としまして、1番目のコロナ病棟において透析患者へ対応するための透析装置 605 万円、3 番目の感染症外来診察室で、心電図・呼吸等をモニタリングする重要パラメータ付き多項目モニター110 万円等、併せて 1,191 万 7,000 円となっております。以上で隠岐病院の補正第 3 号の説明を終わります。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました、承認第 5 号について質疑はございませんか。

○5 番（萬 康）

支出で院内感染防止対策ということで、お聞きしたいのですが、島前病院の方では、コーティングをやって院内感染防止をされるようですが、隠岐病院では院内感染に対して、もう既にコーティング等しているのか、それとも今後どういうふうな院内感染対策をされる予定ですか。

○番外（齋賀事務部長）

隠岐病院の院内感染対策ですが、基本的にはコーティング等は実施をしておりません。現時点で実施の予定もございませんが、消毒等において感染の認定看護師等がいますので、専門知識の基、消毒等で感染対策をしていくというふうに考えているところでございます。

○議長（平田 文夫）

よろしいですか。他にございませんか。

○9 番（石田 茂春）

二点ほど教えてください。まず第一点は、医療従事者の借上げ料 420 万円、これ先程半年借り上げると月 70 万円ぐらいですね、だいたい場所はどこかということ。

それともう一点、隠岐病院の霊安室、これは今ぱぱっと原課長が説明したのですが、従来は霊安室に何時間か一晩そこにいて、朝方になったら遺族の方が連れて帰る。だけど、これを見ますと、死亡退院時には通過点だと、だから霊安室はもうないという判断でいいですか。

○番外（原経営課長）

まず一点目の質問の回答からですが、借上げ料につきましては、場所としては隠岐シーサイド岬様のホテルになります。ホテルを 3 室借り上げて、現在対応しているところです。

二点目の霊安室につきましては、現在の霊安室の運用が先程申し上げたとおり、通過点となっております。病棟で亡くなられた場合、朝に病棟の方から、下に迎えが来られたら霊安室を通過して出られるというような運用になっている状況でございます。

○9 番（石田 茂春）

私、認識不足かもしれませんが、霊安室は前、夜中なくなったら一晩そこで過ごしていた。今回は、病棟で亡くなってそのまま夜中であっても連れて帰る。霊安室というのはないという判断でいいのですか。

○番外（齋賀事務部長）

議員おっしゃられるとおり、現在は病院で死亡退院がありましたら、夜中でもお迎えに来ていただいて、霊安室を通過して自宅へ帰るという体制。もしくは、お迎えに時間がかかるというケースについては、お迎えの時間まで病棟病室で待機をしていただいて、それから霊安室を通過してお帰りいただくというような体制になっておりまして、霊安室で長時間待機をしていただくという事は現時点で運用としてはないという状況になっております。

○議長（平田 文夫）

他にございませんか。

○12 番（田中 明美）

隠岐島前病院の時に聞けばよかったのですが、慰労金についてお伺いさせて下さい。隠岐ではまだコロナ感染症患者は出ておりませんが、この慰労金につきまして、支払いをされた経緯があるのかどうか。専決処分であるということで、疑い例があったかどうか、一つ確認させて下さい。

○番外（中尾事務部長代理）

今ご質問いただきましたが、この慰労金につきましては、患者の発生の有無に関わらず、基本的に国の施策としまして行われているもので、有無に関わらず支給をするものでございます。支給はいたしました。

○12 番（田中 明美）

いつの時点で支払われたのかお聞かせください。

○番外（中尾事務部長代理）

詳細な日時までは手元にございませんが、収入の交付を受けて、それに基づいて支給をしたということでございます。

○12 番（田中 明美）

結構です。わかりました。市町村によっては、交付があったとしても直接対象者に支給されてない事例が結構あったもので質問させていただきました。ありがとうございました。

○議長（平田 文夫）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に承認第6号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれ

を許します。

○番外（和田総務課長）

それでは、承認第6号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、詳細説明をいたします。

専決処分の理由としまして、国におきましては、令和2年11月27日の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」の可決・成立をもちまして、一般職の任期付職員の期末手当の支給割合の改定を行ったところでございます。

当広域連合におきましても、国に準拠いたしまして、本年12月から一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を改定するため、基準日であります12月1日までに改正条例を施行する必要があったところではございますが、コロナ禍の影響により国会審議が遅れたこと並びに構成団体議会との日程調整ができず、広域連合議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

専決処分の要点としましては、期末手当の支給割合を現行の3.40月から3.35月に改定するものです。

施行日につきましては、期末手当支給割合（0.05月減）に係る改正は公布の日（専決処分をさせていただいた令和2年11月30日）からとし、期末手当支給割合の配分に係る改正は令和3年4月1日から施行といたしております。以上で詳細説明を終わります。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました、承認第6号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に承認第7号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（和田総務課長）

承認第7号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてご説明いたします。

専決処分の理由としまして、先ほどの承認第6号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてと同様に、国におきましては、一般職の職員の期末手当の支給割合の改定を行ったところでございますので、当広域連合におきましても、国に準拠いたしまして、本年12月から職員の期末手当の支給割合を改定するため、基準日であります12月1日までに改正条例を施行する必要があったところではございますが、コロナ禍の影響により国会審議が遅れたこと並びに構成団体議会との日程調整ができず、広域連合議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

専決処分の要点としましては、期末手当の支給割合を現行の 4.50 月から 4.45 月に改定するものです。また、施行日につきましては、期末手当支給割合（0.05 月減）に係る改正は公布の日から、期末手当支給割合の配分に係る改正は令和 3 年 4 月 1 日から施行といたしております。

なお、先ほどの承認第 6 号と承認第 7 号の専決処分に伴いまして、各会計の人件費補正、それに伴う構成団体負担金を補正する必要がございますが、国の法改正が遅れたこと、今回はマイナス改定であったということを勘案いたしまして、この度の補正は行わず、令和 3 年の 2 月補正で併せて行わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました、承認第 7 号について質疑はございませんか。

○11 番（吉田 雅紀）

只今の改定案、国の改定に準拠してということはわかるのですが、現行の 4.50 が 4.45、この数字というのも国に準拠してなっているものなのですか。非常に高いという印象があるのですが、経緯がありましたら教えてもらえませんか。

○番外（和田総務課長）

12 月 10 日にボーナスの支給日がありますが、そのところで改定前は 1.30 月の期末手当となっていますが、そこを 1.25 月と 0.05 月マイナスで、これは国と同様な改定となっています。

○11 番（吉田 雅紀）

伺っているのは、4.45 月の水準というのが、他団体との比較においてどうなのか、この水準設定の経緯というのがわかりましたら教えて下さい。

○番外（川崎副広域連合長）

期末・勤勉手当の水準でございますが、おそらく県議は、島根県の人事委員会と比較しているのかなと思っておりますが、広域連合は国の人事院勧告を準拠というか尊重した組立になっておりますので、国の基準とは同様な額となっております。また、4.50 から 4.45 という数字は、期末と勤勉を合わせた年間の率ということでございますので、高いか低いということになりますと、なかなか独自で判断できるものではございませんが、少なくとも国の国家公務員と同様な率となっております。以上です。

○議長（平田 文夫）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第 29 号「令和 2 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 3 号）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（和田総務課長）

議第 29 号令和 2 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

まず、歳出についてですが、2 款・総務費・3 目・超高速船・フェリー管理費の、隠岐航路あり方検討業務委託料 1,800 万円を増額するものです。詳細についてご説明いたします。

隠岐航路のあり方検討業務委託について、目的についてですが、将来的な隠岐航路の確保維持に向け、船舶更新や船隻体制、寄港地やダイヤなどの中長期的に望ましい隠岐航路の在り方に関し、隠岐航路振興協議会において検討を進めているところ、専門的な知見を有するコンサルタント会社等に業務委託をすることにより、新型コロナウイルス感染症による影響も踏まえた経営診断と併せ運航形態のほか、旅客や貨物の集約・採算性の調査・検討を行うことで運航事業者及び地元自治体など関係者の連携した取組を促進するものであります。

業務内容といたしまして、(1)論点整理についてです。将来の人口、需要等を把握した上で、現行の運航形態を維持できるのか、維持できないのかについて整理をいたします。(2)現状分析についてです。隠岐航路の人流や物流の運航実績、その他必要な情報を分析します。(3)課題抽出、隠岐航路の人流・物流に係る課題やニーズ・動向などについて、運航事業者や地元自治体などへのヒアリング調査により課題を抽出します。(4)具体的な解決施策の策定についてです。船隻体制や運航便数及び寄港地などの検討項目毎に将来収支シミュレーションを策定し、今後の隠岐航路の持続可能な運航形態を例示します。検討にあたっては、隠岐航路振興協議会を活用し意見を聴取します。(5)収益向上策等の取組についてです。調査結果を踏まえまして、今後関係機関で取り組むべき収益向上策等を検討します。

スケジュール及び費用についてです。令和 2 年の 12 月から 1 月のところで業者選定を行いまして、令和 3 年の 2 月以降に論点整理・現状分析・課題抽出・施策策定や収益向上策検討を令和 3 年の 12 月頃を目途に行い、令和 4 年の 2 月からは取組を促進していくというスケジュールとなっております。また費用につきましては、業務委託料限度額といたしまして、1,800 万円としております。うち 2/3 については島根県から補助がありますので、残り 600 万円については、以下の表のとおり構成団体の負担割合と補正額、こちらのとおりとなっております。

業者選定方法といたしましては、公募によるプロポーザル方式により選定をしたいと考えております。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入についてですが、隠岐航路あり方検討業務委託に伴う構成団体負担金及び県補助金について、1 款・分担金及び負担金、3 款・県支出金をそれぞれ増額するものであります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。隠岐航路のあり方検討業務につきまして

は、元々は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和2年度内に事業完了予定としていたところではありますが、事業完了が令和3年度にずれ込む見通しとなったため、「第2表繰越明許費」のとおり繰り越しさせていただくものです。以上で説明を終わります。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました、議第29号について質疑はございませんか。

○4番（石橋 雄一）

隠岐航路のあり方検討業務についてちょっと伺いますけど、スケジュール及び費用のところで、それぞれ月毎にやる事が出ていますけど、我々に対する説明はどのようになされていくのか、これをちょっと聞きたいです。

○番外（川崎副広域連合長）

議会に対しましては、結論が出るまでに、結論というか最終的な報告がされるまでに、結構な時間があります。その間議会が定例あるいは臨時会で開催される予定ですので、その都度進捗状況あるいは中間報告とさせていただきます。またその中で、特に重要ということになれば、臨時会もしくは常任委員会等も開催いたしまして、そこで報告や意見交換をさせていただきながら進めさせていただくように考えております。以上です。

○4番（石橋 雄一）

是非とも議会の側から言いたいことがいっぱい出てくることがありますので、議会も参加させていただいて一緒になって作っていききたいなと思っております。よろしくお願いいたしますします。

○7番（小島 正春）

先ほどの隠岐航路のあり方検討業務委託についての件ですけど、業務委託限度額1,800万円で今説明がありましたけど、4か町村の負担が600万円ということで、この一番下の表があるのですが、これの町村別の負担割合というのが何を基にされているのか。ただこのパーセントと金額を見ると海士町と西ノ島町が10.82に対して72万6,000円、西ノ島町が10.04に対して93万5,000円で、パーセントと金額がちょっとおかしいので、そのところの説明をきちんとしていただければと思います。

○番外（和田総務課長）

まず負担割合については、超高速船とフェリー管理費の負担割合を基に計算をしておりますけども、小島議員のおっしゃられるように、パーセントと補正額が合っていないように思いますので、後ほど計算をし直させていただきます。

○議長（平田 文夫）

ただ今から休憩をして、ちゃんとした数字を提出するそうですので、今から10分ほど休憩します。

（本会議休憩宣告 10時36分）

(本会議再開宣告 10時49分)

会議を再開します。では、説明を執行部からお願いします。

○番外(和田総務課長)

ただいまお手元に配布させていただきましたが、負担割合のところが間違っておりまして、補正額は正しいのですが、負担割合の方を誤って仁万の里の負担割合を載せておりました。大変申し訳ございませんでした。

○議長(平田 文夫)

小島議員よろしいですか。

○7番(小島 正春)

はい。

○議長(平田 文夫)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第30号「令和2年度隠岐病院事業特別会計補正予算(第4号)」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外(原経営課長)

隠岐病院事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

まず、収益的支出についてですが、補正内容は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給によるものでございます。趣旨については補正第3号で隠岐島前病院からの説明のとおりでございます。隠岐病院の対象者は、2月10日から6月30日までに延べ10日以上勤務した職員が、正規・会計年度任用職員で245名、清掃業務や医事業務等の外部委託業者8業者で69名の合計314名となっています。また、支給金額については、コロナ疑い患者等を受け入れている医療機関であることから一人一律20万円を支給するもので、総額6,287万1,000円を特別損失として計上するものでございます。支給については手数料についても支給対象となっており、委託業者から個人に支払われる際の手数料7万1,000円もあわせて見込額として計上しています。また、収益についても支出と同額の6,287万1,000円を特別利益として計上するものでございます。隠岐病院の支給につきましては、職員の退職や異動等の確認のため、11月末に申請をしております。1月には支給する予定にしております。

続きまして、資本的収支の支出についてですが、有形固定資産購入費として、オンライン資格確認機器の購入で217万8,000円と、PCR検査機器の購入で1,028万7,000円の合計で1,246万5,000円を計上しています。また、収入についてですが、補助金を活用して合計で1,219万円を計上しています。2つの機器の財源のうち、PCR検査機器については島根県新型コロナウイルス感染症対策設備整備費補助金で全額対応し、オンライン資

格確認機器の購入については、190 万 3,000 円を医療提供体制設備整備補助金で対応し、不足分の 27 万 5,000 円については内部留保資金で対応いたします。

機器購入の詳細につきましては、オンライン資格確認機器の導入事業について、まず経過でございます。「健康保険法の一部を改正する法律」において、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになり、令和 3 年 3 月からオンライン資格確認が開始されることとなりました。これに伴って、今年度 9 月 30 日付けで、国からマイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済施策インフラ整備を国の施策として一層進めていくために、特に身近な地方公共団体が開設している公立病院において、今年度の 3 月中にオンライン資格確認が実施できる体制を整えてほしい旨の協力依頼を受けたところでありまして、その整備を行うものであります。

事業内容ですが、オンライン資格確認は、マイナンバーカードの IC チップ又は健康保険証の記号番号等により、オンラインで審査機関（国保連・支払基金）との資格情報の確認ができるようになるもので、そのために必要な機器の購入及びネットワークの構築を行うものであります。ここにイメージ図をつけておりますが、マイナンバーカード・健康保険証のどちらでも使えるようになっておりまして、特にマイナンバーカードを使用する場合には、隠岐病院においては、3 つの窓口にマイナンバーカードを置くカードリーダーを設置いたします。そこでマイナンバーカードを置くことによって、自動的に電子カルテの中に情報を取り込みます。こちらで顔認証による本人確認か、又は暗証番号による本人確認を行うこと、その後支払基金・国保中央会等とオンラインでその時に資格審査の情報の取得・取込ができるという流れになっております。

導入効果といたしまして、まず患者側ですが、オンラインで資格確認ができることから、保険者が変わっても、新たな健康保険証の発行を待たずに医療機関での受診ができることになります。また大きなものとしては、高額療養費制度を利用する際の認定証の持参が不要となるということになります。また病院側のメリットといたしましても、入力作業の手間が減り、事務の効率化が図られるということ、その場で資格の確認が国保連等とできるということで、資格過誤による返戻レセプトが減り、窓口業務が削減できるというメリットがあります。

事業費としては 217 万 8,000 円を予定しており、うち 190 万 3,000 円は補助金で対応いたします。

続きまして PCR 検査機器購入事業について説明いたします。この説明につきましては、隠岐圏域としての説明とさせていただきます。

隠岐圏域における新型コロナウイルス感染症の検査体制についての経緯ですが、現在隠岐圏域の PCR 検査は、島根県と契約し、「島根県保健環境科学研究所」において実施されています。また今後インフルエンザが流行する季節となり、検査件数の増加が見込まれる中、発熱症状を含め新型コロナウイルスと識別ができないことから、各圏域において独自

の検査体制整備が必要となっています。これらの状況を踏まえまして、補助事業を活用して、PCR 検査機器を購入することといたしました。

購入機器ですが、隠岐病院につきましては、自動遺伝子検査装置 TRCReady-80 というものを購入予定としています。購入金額は 440 万円、購入台数は 2 台、1 回あたりの検査件数が 8 検体、測定時間が 40 分、検査可能職種が臨床検査技師となっています。また、判別可能感染症として、新型コロナウイルス以外に 3 つのウイルスの感染症の判別ができるものとなっています。

続いて隠岐島前病院についてですが、全自動遺伝子解析装置 Smart-Gene というものを購入予定としています。購入金額は 50 万円、購入台数は 1 台、1 回あたりの検査件数は 1 検体、測定時間が 1 時間、検査可能職種が医師・看護師・臨床検査技師となっています。判別可能な検査は新型コロナウイルスのみとなっています。

島後地区及び島前地区における検査体制についてですが、発熱等の患者の受入体制については、国・県からの通知で、病院・医療機関等において可能な体制強化の依頼があり、4 町村がそれぞれの状況に合わせた対応をすることになっています。

その上で、島後地区につきましては、患者の発生状況に応じて隠岐病院が他機関からの検査依頼等に対応することになりました。また、隠岐病院は感染症指定医療機関として、感染症病床 2 床を有し、結核感染症・マイコプラズマ感染症・ノロウイルス感染症など指定されている感染症に対応する必要があることから、複数の検査に対応でき、指定感染症の判別が可能な機器を購入し対応することといたしました。

また、島前地区における対応のうち、隠岐島前病院につきましては、臨床検査技師が 1 名しかいないことから、時間外・休日等に専門の検査技師以外の医師・看護師でも検査対応が可能となる機器を選定し、上記の機器で対応することといたしました。隠岐圏域の体制も含めて PCR 検査機器の説明とさせていただきました。以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました、議第 30 号について質疑はございませんか。

○9 番（石田 茂春）

二点ほどちょっとお伺いしたいと思います。まず第一点、慰労金の通達が島前病院と同じ時期に来ていて、島前病院さんはもう既に支払いをしている、しかし隠岐病院は 1 月に支給する、相当遅れますね 2 か月間、今課長の方から説明があったけれど、精査していると、けど同じ職員で片方は貰っている、片方は貰っていない、まだこれからだと、ちょっとおかしくないですか。やはりこういう通達が来たら、島前病院さんと同じように専決でピシャッと同一時期に、日にちは一日二日ずれてもいいですけど、そういう時期に支払うべきではないですか。

それともう一点は、オンラインの資格確認機器の導入の説明があったのですが、その中で病院側のメリットの方で、患者の保険資格がその場で確認できるということですけど、

ある事情で保険証は持ってないけど、マイナンバーカードは持っている、そういった場合この人は、マイナンバーカードを持っていれば保険資格があるかどうか、どうしてわかるのですか。その点について詳しく説明をお願いします。

○番外（齋賀事務部長）

ご質問にお答えさせていただきます。まず医療従事者の慰労金についてでございます。本来であればなるべく早くというところでございますが、この申請について、一医療機関一度限りという申請の仕組みになってございまして、現在いる職員のみではなく、当院で勤務した実績が1日でもある方については、他の医療機関の所属でありましても、どちらの医療機関で申請するかというような確認作業もございます。当院は派遣看護師・非常勤医師等相当幅広いところから当院の対象という方もおられまして、そちらの所属機関との調整があったりして、ちょっといい訳のようになりますが、そういった事務手続きが相当期間を要しました。一人でも抜かると、この方は申請が出来ないということになってしまいますので、十分に確認をしながら作業を進めた結果、島前病院よりも若干時間がかかってしまったという状況でございます。

オンラインの資格確認についてでございますが、保険資格がきちんとあるかどうかというところは、この機械ではなくオンラインで支払基金・国保中央会が資格情報を持っています。それは各保険者（町村）や後期高齢者広域連合といったところがきちんと保険情報を確認していますので、そこへオンラインで資格があるかどうか確認をして、マイナンバーカードをかざしたところで確認が取れるような仕組みになっていると説明を受けているところでございます。

○9番（石田 茂春）

それは一般論であって、私が言うのは、ある事情で保険証を発行したくても出来ない人がいますね、そういう人の場合でもマイナンバーカードを持っているけど自治体が保険証を発行していないという方は、どういうふうにわかるのですかということです。

○番外（齋賀事務部長）

それについては、各保険者（町村）と先ほどお話をさせていただきました支払基金と国保中央会がタイムリーに資格情報をやり取りしているというふうな形で、我々医療機関については、そちらの方へオンラインで確認をしていくということで、町村できちんとそういった処理をしていただければ、国保中央会に一時停止やそういう情報が行っていると説明を受けておりますので、そういう形で確認ができると理解をしているところです。

○議長（平田 文夫）

よろしいですか。

○9番（石田 茂春）

はい。

○議長（平田 文夫）

他にございませんか。

○11 番（吉田 雅紀）

オンライン資格確認導入事業についてですけど、このマイナンバーカードが普及すると、患者さん側或いは病院側のメリットがあるというように、非常にいろんなことが統一的にもなるし、生活認証にもされるであろうし、良いことが沢山あって、特に高齢者の方にとっては非常にこれを持てば良いことだと思うのですが、この周知とか導入推進について広域連合が病院側としてはどのように考えているのか、4 町村主体なんだろうけども、町村と十分に連携をとって導入が図れるように、普及率が 10 数パーセントしかないというデータもありますけど、その辺をしっかりと取り組んで欲しいと思いますが、考えを聞かせてください。

○番外（齋賀事務部長）

県議のおっしゃられるとおり、周知につきましては、市町村事業ということになってございますので、院内でも掲示等で患者さんへの啓発等は進めていこうと思っておりますが、住民周知は構成団体と連携をしながら進めていきたいと考えております。

○11 番（吉田 雅紀）

せっかく地域連携室等もあるわけですから、まずは来られた患者さんに対して、その辺の事を便利になりますよ、どうでしょうかというようなことも、ボランティアの方も含めて進めて欲しいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（平田 文夫）

答弁はよろしいですか。次ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

日程第 7. 討論

日程第 7. これより「討論」を行います。

承認第 4 号「令和 2 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について」から、議第 30 号「令和 2 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 4 号）」までの 6 案件について一括して討論に付します。

まず原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

日程第 8. 採決

日程第 8. これより「採決」を行います。

この採決は起立によって行います。

はじめに、承認第 4 号「令和 2 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について」から、承認第 7 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」までの 4 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって承認第 4 号「令和 2 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について」から、承認第 7 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」までの 4 案件について、原案のとおり「可決」されました。

次に議第 29 号「令和 2 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 3 号）」についてから、議第 30 号「令和 2 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 4 号）」までの 2 案件について、採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって議第 29 号「令和 2 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 3 号）」から、議第 30 号「令和 2 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 4 号）」までの 2 案件について、原案のとおり「可決」されました。

以上で、採決を終わります。

以上をもって、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

（本会議閉議宣告 11 時 10 分）

○番外（池田広域連合長）

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会には、副広域連合長の選任同意案をはじめ、専決処分案 4 件及び令和 2 年度補正予算案 2 件の合計 7 議案を上程させていただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

まだまだ収束を見ない、新型コロナウイルス感染症という大きな課題がございますが、議員各位におかれましては、ご健勝にて、ご家族の皆様、地域の皆様、おそろいの上、穏やかな新年をお迎えくださいますようご祈念申し上げ、閉会の御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長（平田 文夫）

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては慎重審議をいただき、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。速やかな議事進行にご協力をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げます。

本年も残すところ後わずかとなりました。議員各位、執行部の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策を含め、健康に十分留意され、つつがなく新年を迎えますようご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

本日はこれをもって散会し、令和2年第1回隠岐広域連合議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。

(本会議閉会宣告 11時12分)